| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | （重度障害者等包括支援） |
| **第1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | ⑴　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定重度障害者等包括支援の提供に努めているか。 | 第10条第2項 |  |
| 適・否 | ⑵　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 第10条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑶　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 |  |
| 適・否 | ⑷　常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行っているか。 | 第103条 |  |
| **第2　人員に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 従業者の員数 | 　指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。）又は指定障害者支援施設の基準を満たしているか。 | 第104条第1項 | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・実務経験を証明する書類 |
| 適・否 | 2 サービス提供責任者 | 　以下の基準を満たしてサービス提供責任者を配置しているか。①　事業所ごとに、サービス提供責任者を1人以上置いているか。②　サービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供にかかるサービス管理を行う者として、次のいずれにも該当する者か。ア　相談支援専門員イ　重度障害者等包括支援対象者の入浴、排泄、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者③　1人以上は専任かつ常勤となっているか。 | 第104条第2項、第3項及び第4項 |
| 適・否 | 3 管理者 | 　事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第105条（第13条準用) |
| **第3　設備に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 設備、備品等 | 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定重度障害者等包括支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | 第106条（第15条第1項準用) | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| **第4　運営に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 実施主体 | 　指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者となっているか。 | 第107条 | ・指定通知書 |
| 適・否 | 2 事業所の体制 | ⑴　各事業所ごとに利用者からの連絡に随時対応できる体制を整備しているか。 | 第108条第1項 | ・連絡体制に関する書類 |
| 適・否 | ⑵　各事業所ごとに自ら又は第三者に委託することにより、複数の障害福祉サービスを提供できる体制を整備しているか。 | 第108条第2項 | ・勤務体制に関する書類・委託契約書 |
| 適・否 | ⑶　事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を整備しているか。 | 第108条第3項 | ・医療機関との協力体制に関する書類・委託契約書 |
| 適・否 | 3 障害福祉サービスの提供に係る基準 | ⑴　提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、事業所又は委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所において行う障害福祉サービスについては、「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」第5章及び第8章に規定する基準を満たしているか。 | 第109条第1項 | ・人員、設備、運営等に係る書類・サービス提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせていないか。 | 第109条第2項 | ・勤務表・出勤状況に関する書類等・サービス提供に関する記録・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | ⑶　提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、事業所又は委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所において行う障害福祉サービスについては、その提供する障害福祉サービスごとに、「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」第7節及び第15節に規定する基準を満たしているか。 | 第109条第3項 | ・人員、設備、運営に係る書類・サービス提供に関する記録 |
| 適・否 | 4 内容及び手続の説明及び同意 | ⑴　支給決定障害者等が指定重度障害者等包括支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度障害者等包括支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第112条（第16条第1項準用） | ・利用申込書・申込時の説明書類・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | ⑵　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定重度障害者等包括支援の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第112条（第16条第2項準用） |
| 適・否 | 5 契約支給量の報告等 | ⑴　指定重度障害者等包括支援を提供するときは、当該指定重度障害者等包括支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | 第112条（第17条第1項準用） | ・受給者証写し |
| 適・否 | ⑵　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 | 第112条（第17条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　指定重度障害者等包括支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第112条（第17条第3項準用） | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | ⑷　受給者証記載事項に変更があった場合に、⑴から⑶までに準じて取り扱っているか。 | 第112条（第17条第4項準用） | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 6 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定重度障害者等包括支援の提供を拒んでいないか。 | 第112条（第18条準用） | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 7 連絡調整に対する協力 | 　指定重度障害者等包括支援の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第112条（第19条準用） | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 8 サービス提供困難時の対応 | 　事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定重度障害者等包括支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第112条（第20条準用） | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | 9 受給資格の確認 | 　指定重度障害者等包括支援の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第112条（第21条準用） | ・受給者証写し |
| 適・否 | 10 介護給付費の支給の申請に係る援助 | ⑴　重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第112条（第22条第1項準用） | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　重度障害者等包括支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第112条（第22条第2項準用） | ・利用者に関する記・援助等の記録 |
| 適・否 | 11 心身の状況等の把握 | 　指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第112条（第23条準用） | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 12 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | ⑴　指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第112条（第24条第1項準用） | ・利用者に関する記録・他サービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　指定重度障害者等包括支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第112条（第24条第2項準用） |
| 適・否 | 13 身分を証する書類の携行 | 　従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 第112条（第25条準用） | ・身分証明書、名札等・就業規則 |
| 適・否 | 14 サービスの提供の記録 | ⑴　指定重度障害者等包括支援を提供したときは、当該指定重度障害者等包括支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定重度障害者等包括支援の提供の都度記録しているか。 | 第112条（第26条第1項準用） | ・サービス提供実績記録票・指定重度障害者等包括支援の提供の記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定による記録を行うときは、指定重度障害者等包括支援を提供したことについて、支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第112条（第26条第2項準用） | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 15 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | ⑴　指定重度障害者等包括支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第112条（第27条第1項準用） | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、16の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第112条（第27条第2項準用） | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 16 利用者負担額等の受領 | ⑴　指定重度障害者等包括支援を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第112条（第28条第1項準用） | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第112条（第28条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　⑴及び⑵に規定する額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度障害者等包括支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。 | 第112条（第28条第3項準用） | ・請求書・交通費の額がわかる書類・領収証控え |
| 適・否 | ⑷　⑴から⑶までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者等に対し交付しているか。 | 第112条（第28条第4項準用） | ・領収証控え |
| 適・否 | ⑸　⑶の規定によりその費用の支払を受けることが出来る指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該指定重度障害者等包括支援の内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得ているか。 | 第112条（第28条第5項準用） | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 17 介護給付費の額に係る通知等 | ⑴　法定代理受領により指定重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 | 第112条（第30条第1項準用） | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定重度障害者等包括支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 第112条（第30条第2項準用） | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 18 取扱方針 | ⑴　重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者に対する支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | 第112条（第60条第1項準用） | ・重度障害者等包括支援計画・指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第112条（第60条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第112条（第60条第3項準用） | ・説明書類 |
| 適・否 | ⑷　提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第112条（第60条第4項準用） | ・質の評価の実施関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 19 計画の作成 | ⑴　サービス提供責任者は、利用者又は利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しているか。 | 第110条第1項 | ・重度障害者等包括支援計画 |
| 適・否 | ⑵　サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に対し、当該重度障害者等包括支援計画を記載した書面を交付しているか。 | 第110条第2項 | ・重度障害者等包括支援計画・説明書類・利用者等への交付記録 |
| 適・否 | ⑶　サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画について、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。 | 第110条第3項 | ・重度障害者等包括支援計画・実施状況の確認に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　重度障害者等包括支援計画に変更のあった場合、⑴及び⑵に準じて取り扱っているか。 | 第110条第4項 |
| 適・否 | 20 緊急時等の対応 | 　現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第112条（第35条準用） | ・指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録・緊急時対応マニュアル等 |
| 適・否 | 21 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 　指定重度障害者等包括支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。 | 第112条（第36条準用） | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 22サービス提供責任者の責務 | サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第112条（第37条第4項準用） | ・指定重度障害者包括支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 23 運営規程 | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数④　指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額⑤　通常の事業の実施地域⑥　緊急時等における対応方法⑦　事業の主たる対象とする利用者⑧　虐待の防止のための措置に関する事項　・　虐待防止委員会の設置等に関すること　・　虐待の防止に関する担当者の選定　・　成年後見制度の利用支援　・　苦情解決体制の整備　・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等⑨　その他運営に関する重要事項 | 第111条 | ・運営規程 |
| 適・否 | 24 勤務体制の確保等 | ⑴　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第112条（第40条第3項） | ・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書 |
| 適・否 | ⑵　適切な指定重度障害者等包括支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第112条（第40条第4項） | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 25 業務継続計画の策定等 | ⑴　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第112条（第40条の2第1項） | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第112条（第40条の2第2項） |
| 適・否 | ⑶　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第112条（第40条の2第1項） |
| 適・否 | 26 衛生管理等 | ⑴　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 第112条（第41条第1項準用） | ・従業者の健康管理に関する記録・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 第112条（第41条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（6か月に1回）に開催するとともに、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第112条（第41条第3項準用） | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症の予防及びまん延防止の指針・研修及び訓練の実施報告 |
| 適・否 | 27 掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第112条（第42条第1項及び第2項準用） | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 28 身体拘束等の禁止 | ⑴　指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、身体拘束等を行っていないか。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではない。 | 第112条（第42条の2第1項準用） | ・重度障害者等包括支援計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修実施報告 |
| 適・否 | ⑵　⑴のただし書により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第112条（第42条の2第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第112条（第42条の2第3項準用） |
| 適・否 | 29 秘密保持等 | ⑴　事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第112条（第43条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | ⑵　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第112条（第43条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第112条（第43条第3項準用） |
| 適・否 | 30 情報の提供等 | ⑴　指定重度障害者等包括支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第112条（第44条第1項準用） | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する規程・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | ⑵　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第112条（第44条第2項準用） |
| 適・否 | 31 利益供与等の禁止 | ⑴　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第112条（第45条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第112条（第45条第2項準用） |
| 適・否 | 32 苦情解決 | ⑴　その提供した指定重度障害者等包括支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第112条（第46条第1項準用） | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | ⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第112条（第46条第2項準用） | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | ⑶　その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第112条（第46条第3項準用） | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定重度障害者等包括支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第112条（第46条第4項準用） |
| 適・否 | ⑸　その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第112条（第46条第5項準用） |
| 適・否 | ⑹　本市又は市長から求めがあった場合には、⑶から⑸までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第112条（第46条第6項準用） | ・本市等に対する改善報告の控え |
| 適・否 | ⑺　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第112条（第46条第7項準用） | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 33 事故発生時の対応 | ⑴　利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第112条（第47条第1項準用） | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | ⑵　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第112条（第47条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第112条（第47条第3項準用） | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 34 虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 第112条（第47条の2準用） | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 35 会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定重度障害者等包括支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 第112条（第48条準用） | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 36 記録の整備 | ⑴　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第112条（第49条第1項準用） | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　重度障害者等包括支援計画②　指定重度障害者等包括支援の提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第112条（第49条第2項準用） | ・重度障害者等包括支援計画・指定重度障害者等包括支援の提供の記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記5⑴及び9を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　変更の届出等（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 |  | ⑴　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに本市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | ・届出書等の控え |
| 適・否 | ⑵　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 |
| **第6　介護給付費の算定及び取扱い（告示：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523 号））（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 | 1 基本事項 | ⑴　指定重度障害者等包括支援に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第8により算定する単位数に、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定重度障害者等包括支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定重度障害者等包括支援事業に要した費用の額となっているか。 | 告示1（法第29条第3項） | ・介護給付費請求書・介護給付費明細書 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により、指定重度障害者等包括支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 告示2 |
| 適・否 | 2 重度障害者等包括支援サービス費 | ⑴　重度障害者等包括支援サービス費については、障害支援区分6（障害児にあっては、これに相当する支援の区分）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、事業所において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、提供した障害福祉サービス及び所要時間に応じ所定単位数を算定しているか。①　重度訪問介護サービス費の⑴に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（二肢以上に麻痺等があり、歩行（「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」）、移乗（「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」）、排尿（「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」）、排便（「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」）にそれぞれ掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。）であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。ア　人工呼吸器による呼吸管理を行っている者イ　最重度の知的障害のある者②　障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者。 | 告示別表第8の１の注1 | ・介護給付費請求書・介護給付費明細書・重度障害者等包括支援計画・指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録・受給者証写し |
| 適・否 | (2人の従業者による場合) | ⑵　身体的理由、暴力行為等又はこれらに準ずると認められる利用者に対し、その利用者から同意を得て、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従事者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。 | 告示別表第8の１の注2 |
| 適・否 | 3 地域生活支援拠点等における緊急時の対応（居宅介護等、自立生活援助） | ⑴　以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画の変更を行い、当該事業所従業者が当該利用者の重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度障害者等包括支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数に50単位を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。①　運営規程において、当該事業所が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。②　従業者のうち、本市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。 | 告示別表第8の１の注3 |  |
| 適・否 | ⑵　以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限る。①　運営規程において、当該事業所が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。②　従業者のうち、本市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。 | 告示別表第8の１の注3の2 |  |
| 適・否 | 4 特別地域加算 | 以下のいずれかの地域（以下「特別地域」という。）に居住している利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。①　離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域　②　奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島　③　豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯　④　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地　⑤　山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村　⑥　小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島　⑦　半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域　⑧　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域　⑨　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域　⑩　沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島 | 告示別表第8の１の注4 |  |
| 適・否 | 5 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合 | 夜間又は早朝に指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | 告示別表第8の１の注5 |  |
| 適・否 | 6 低所得者利用加算 | 短期入所を提供した場合であって、低所得者等である利用者に対して行われる場合には、1日につき48単位を加算しているか。 | 告示別表第8の１の注6 |  |
| 適・否 | 7 地域生活支援拠点等における緊急時の対応（短期入所） | 　短期入所を提供した場合の重度障害者等包括支援サービス費を算定している事業所が、以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た場合であって、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について、さらに所定単位数に100単位を加算しているか。　ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限る。①　運営規程において、当該事業所が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。②　従業者のうち、本市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。 | 告示別表第8の１の注7 | ・運営規程 |
| 適・否 | 8 情報公表未報告減算 | 情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 告示別表第8の１の注8 | ・情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告 |
| 適・否 | 9 業務継続計画未策定減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。ただし、令和7年3月31日までの間は減算を適用しない。①　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。②　当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 | 告示別表第8の１の注9 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | 10 身体拘束廃止未実施減算 | 　次のいずれかに該当する場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合。②　次に掲げる措置を講じていない場合　ア　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　イ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　ウ　身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 告示別表第8の1の注10 | ・介護給付費明細書・重度障害者等包括支援計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修実施報告 |
| 適・否 | 11 虐待防止措置未実施減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。 | 告示別表第8の1の注11 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 12 他のサービスとの関係 | 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費を算定していないか。 | 告示別表第8の1の注12 |  |
| 適・否 | 13 有資格者支援加算 | 以下に該当する者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。①　指定重度障害者等包括支援として提供する居宅介護居宅介護従業者基準第1条第1号から第3号まで、第8号、第13号又は第18号に掲げる　　　　　　者　②　指定重度障害者等包括支援として提供する重度訪問介護居宅介護従業者基準第1条第1号から第5号まで、第7号から第10号まで、第12号から第15号まで又は第17号から第19号までに掲げる者　③　指定重度障害者等包括支援として提供する同行援護次のいずれかに該当する者ア　居宅介護従業者基準第1条第6号に掲げる者（居宅介護従業者基準別表第6に規定する課程を修了した者に限る。）又は同条第11号若しくは第16号に掲げる者イ　居宅介護従業者基準第1条第1号から第3号まで、第8号、第13号若しくは第18号に掲げる者、第20号に掲げる者（視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、第21号に掲げる者（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第22号に掲げる者（平成18年9月30日において視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成18年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有するものウ　厚生労働省組織規則第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者　④　指定重度障害者等包括支援として提供する行動援護居宅介護従業者基準第1条第7号、第12号又は第17号に掲げる者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有するもの（令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において居宅介護従業者基準第1条第1号から第3号まで、第8号若しくは第13号に掲げる者又は第19号に掲げる者（都道府県知事から居宅介護従業者基準第2条において読み替えて準用する介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けていた者に限る。）であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に2年以上従事した経験を有するものを含む。） | 告示別表第8の2の注 |  |
| 適・否 | 14 喀痰吸引等支援体制加算 | 喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で喀痰吸引等を行った場合に限る。 | 告示別表第8の2の2注 | ・介護給付費明細書・重度障害者等包括支援計画・指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類・認定特定行為業務従事者認定証関係書類 |
| 適・否 | 15 初回加算 | 新規に重度障害者等包括支援計画を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第8の2の3の注 | ・介護給付費明細書・重度障害者等包括支援計画・指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録 |
| 適・否 | 16 医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅷ）（短期入所を提供する場合） | 事業所において、指定重度障害者等包括支援として短期入所を提供した場合に、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第8の2の4の注1 | ・介護給付費明細書・重度障害者等包括支援計画・指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録・医師からの指示書・看護日誌・委託契約書 |
| 適・否 | ⑴　医療連携体制加算（Ⅰ）（短期入所を提供する場合）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等又は自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者（以下「指定生活介護等利用者」という。）については、算定しない。 | 告示別表第8の2の4の注3 |
| 適・否 | ⑵　医療連携体制加算（Ⅱ）（短期入所を提供する場合）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。 | 告示別表第8の2の4の注4 |
| 適・否 | ⑶　医療連携体制加算（Ⅲ）（短期入所を提供する場合）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。 | 告示別表第8の2の4の注5 |
| 適・否 | ⑷　医療連携体制加算(Ⅳ)（短期入所を提供する場合）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアスコアの医療的ケアの項目に掲げる医療行為のいずれかに該当する利用者又は医師意見書により医療が必要であるとされる利用者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者又は上記⑴から⑶までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第8の2の4の注6 |
| 適・否 | ⑸　医療連携体制加算（Ⅴ）（短期入所を提供する場合）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアスコアの医療的ケアの項目に掲げる医療行為のいずれかに該当する利用者又は医師意見書により医療が必要であるとされる利用者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者又は上記⑶を算定している利用者については算定しない。 | 告示別表第8の2の4の注7 |
| 適・否 | ⑹　医療連携体制加算（Ⅵ）（短期入所を提供する場合）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が、本市が加算対象者として認定した利用者（医療的ケアスコアの合計点数が16点以上）に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者又は上記⑶若しくは⑸を算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第8の2の4の注8 |
| 適・否 | ⑺　医療連携体制加算（Ⅶ）（短期入所を提供する場合）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第8の2の4の注9 | ・介護給付費明細書・重度障害者等包括支援計画・指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類・認定特定行為業務従事者認定証関係書類（⑺のみ）・委託契約書等・指導の記録 |
| 適・否 | ⑻　医療連携体制加算（Ⅷ）（短期入所を提供する場合）喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、上記⑴から⑹までのいずれかを算定している利用者については算定しない。 | 告示別表第8の2の4の注10 |
| 適・否 | 16-2 医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ）（共同生活援助を提供する場合） | 事業所において、指定重度障害者等包括支援として共同生活援助を提供した場合に、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第8の2の4の注2 | ・介護給付費明細書・重度障害者等包括支援計画・指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録・医師からの指示書・看護日誌・委託契約書 |
| 適・否 | ⑴　医療連携体制加算（Ⅰ）（共同生活援助を提供する場合）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第8の2の4の注11 |
| 適・否 | ⑵　医療連携体制加算（Ⅱ）（共同生活援助を提供する場合）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第8の2の4の注12 |
| 適・否 | ⑶　医療連携体制加算（Ⅲ）（共同生活援助を提供する場合）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第8の2の4の注13 |
| 適・否 | ⑷　医療連携体制加算（Ⅳ）（共同生活援助を提供する場合）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアスコアの医療的ケアの項目に掲げる医療行為のいずれかに該当する利用者又は医師意見書により医療が必要であるとされる利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、上記⑴から⑶までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第8の2の4の注14 |
| 適・否 | ⑸　医療連携体制加算（Ⅴ）（共同生活援助を提供する場合）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第8の2の4の注15 | ・介護給付費明細書・重度障害者等包括支援計画・指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類・認定特定行為業務従事者認定証関係書類（⑸のみ）・委託契約書等・指導の記録 |
| 適・否 | ⑹　医療連携体制加算（Ⅵ）（共同生活援助を提供する場合）喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、上記⑴から⑷までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第8の2の4の注16 |
| 適・否 | 17 送迎加算 | ⑴　送迎を実施しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。 | 告示別表第8の2の5の注1 | ・介護給付費明細書・サービス提供実績記録票・送迎の記録・車両運行管理簿・委託契約書 |
| 適・否 | ⑵　事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で利用者の送迎を行った場合、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。 | 告示別表第8の2の5の注2 |
| 適・否 | 18 地域生活移行個別支援特別加算 | 以下の施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、以下に示す対象となる利用者に対して、特別な支援に対応した重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他事業所等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。≪施設基準≫①　置くべき世話人又は生活支援員に加え、対象となる利用者に適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。②　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、対象となる利用者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。③　指定重度障害者等包括支援として共同生活援助を提供する事業所の従業者に対し、対象となる利用者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。④　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。≪対象となる利用者≫①　医療観察法に基づき通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合はその延長期間を限度とする。）②　矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、当該事業所を利用することになった者 | 告示別表第8の2の6の注 | ・介護給付費明細書・重度障害者等包括支援計画・指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録・受給者証写し・勤務表・出勤状況に関する書類等・研修の記録等・関係機関との協力に関する記録 |
| 適・否 | 19 精神障害者地域移行特別加算 | 運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、重度障害者等包括支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。 | 告示別表第8の2の7の注 | ・介護給付費明細書・重度障害者等包括支援計画・指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録・受給者証写し・勤務表・資格等を証明する書類 |
| 適・否 | 20 強度行動障害者地域移行特別加算 | 以下の施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である利用者に対し、重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。≪施設の基準≫次の①及び②のいずれにも該当する事業所であること。①　共同生活援助を行う事業所のサービス管理責任者又は生活支援員若しくは地域移行支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置していること。②　共同生活援助を行う事業所の世話人又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。 | 告示別表第8の2の8の注 | ・介護給付費明細書・重度障害者等包括支援計画・指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録・受給者証写し・勤務表・研修受講修了証明書等 |
| 適・否 | 21 外部連携支援加算 | 事業所が、第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合であって、当該委託を受けて障害福祉サービスの提供に当たる事業所の担当者を招集して、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、当該担当者から利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受け、当該事業所と連携して支援を行ったときに、利用者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第8の2の9の注 | ・介護給付費明細書・重度障害者等包括支援計画・連携の記録 |
| 適・否 | 22 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)、（Ⅲ）～（Ⅴ） | （※⑷～⑿は令和7年3月31日までの適用とする。）指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の⑴から⑿までに掲げる加算を算定しているか。　ただし、次の⑴から⑿までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の⑴から⑿までのその他の加算は算定しない。 | 告示別表第8の3の注 | ・介護給付費明細書・福祉・介護職員等処遇改善計画書・福祉・介護職員等処遇改善実績報告書・賃金を改善したことが分かる書類・職員に周知した記録・労働保険料の領収証・研修計画・研修実施記録・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの |
| 適・否 | ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ア　当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。（※令和7年3月31日までは適用しない。）イ　当該重度障害者等包括支援等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち1人は、賃金改善後（※令和7年3月31日までは、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後）の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市長に届け出ていること。③　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。エ　ウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 |
| 適・否 | ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑹ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑺ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金　　に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。　ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| **第7　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 　障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |